

## 「飛灰洗浄に関する技術資料(施設性能・設計に係る指針)(平成 26 年 6 月版)」の修正について

平成 26 年 6 月 19 日  
独立行政法人国立環境研究所  
資源循環・廃棄物研究センター

### 記

6 月 13 日に掲載しました「飛灰洗浄に関する技術資料(施設性能・設計に係る指針)(平成 26 年 6 月版)」について、一部誤表記 (LSA 物質の分類に関する数値や分類基準等)、説明不足等がございましたため、以下にお示しする箇所について、修正いたしました。

#### ①10 ページ「6.5. 洗浄排水に溶出した放射性セシウムの処理」

(訂正前)

LSA-II の放射能濃度限度 (セシウム 134 : 7000 万 Bq/kg、セシウム 137 : 6000 万 Bq/kg)

(訂正後)

LSA-II の放射能濃度限度 (セシウム 134 : 700 億 Bq/kg、セシウム 137 : 600 億 Bq/kg)

(訂正前)

1000 万 Bq/kg 程度を濃縮限度として管理することが望ましい。

(訂正後)

現状で取扱う飛灰の汚染レベルや保管における現実的な技術的対応を踏まえると、当面は 1000 万 Bq/kg 程度を濃縮限度とすることが望ましい。

#### ②11 ページ「6.6. 輸送・処分を考慮した吸着剤等二次廃棄物の保管」

(訂正前)

(注<sup>1</sup>) 飛灰洗浄で発生する二次廃棄物では、セシウム 137 の濃度が 30 万 Bq/kg 未満は LSA-I に、30 万 Bq/kg ～6000 万 Bq/kg は LSA-II に分類される。

(訂正後)

**削除**

#### ③24 ページ「参考資料」

(訂正前)

(a) (iv) 放射能が全体に分布していて、その推定平均比放射能が 402 項～407 項に定める放射能濃度 (Cs134 および Cs137 : 10Bq/g) の値の 30 倍を超えないその他の放射性物質。核分裂性物質は、

(訂正後)

(a) (iv) 放射能が全体に分布していて、その推定平均比放射能が 402 項～407 項に定める放射能濃度 (Cs134 および Cs137 : 10Bq/g) の値の 30 倍を超えないその他の放射性物質。核分裂性物質は、417 項で適用除外された場合に限り含まれても良い。

以上